

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 「被保険者期間」の算定方法の見直し —

Q: パートタイマーの所定労働時間が週 20 時間以上になったので雇用保険加入手続きをしましたが、公休日等の関係で労働日数が月 10 日以下になることがあります。労働日数が月 11 日以上ないと失業給付が受けられないと聞いたのですが…

A: 雇用保険被保険者となる要件は、①週の所定労働時間 20 時間以上、かつ、②雇用見込み期間が 31 日以上です。

一方、失業等給付を受けるためには、「離職日以前 2 年間に被保険者期間（「離職日から 1 ヶ月ごとに区切った期間に、賃金支払基礎日数が 11 日以上ある月」を 1 ヶ月と計算）が通算 12 ヶ月以上（特定受給資格者または特定理由離職者は離職日以前 1 年間に被保険者期間が通算 6 ヶ月以上）あること」が必要です。

ところがご質問のように、雇用保険の加入要件を満たしているのに、実際の労働状況により賃金支払基礎日数が 10 日以下になった月が被保険者期間に算入されないことで、被保険者期間が不足し受給資格が得られないことがありました。

そのため、被保険者期間を日数だけでなく労働時間による基準も補完的に設定する見直しが行われ、**離職日が令和 2 年 8 月 1 日以降**の方の被保険者期間は『**離職日から 1 ヶ月ごとに区切った期間に、賃金支払基礎日数が 11 日以上ある月、または賃金支払の基礎となった労働時間数が 80 時間以上ある月**』を 1 ヶ月と計算することになりました。ただし、**11 日以上**の月と**10 日以下・80 時間以上**の月の両方がある場合は**11 日以上**の月の方が優先されます（**11 日以上**の月の方を被保険者期間 1 ヶ月として計算）。



法改正ニュース

— 雇用保険基本手当日額等の変更 —

(令和 2 年 8 月 1 日～)

※令和 2 年 3 月 1 日にも一部変更あり

①基本手当（失業手当）日額の上限額・下限額

【上限額】

離職時の年齢	R1.8.1～	R2.3.1～	R2.8.1～
29 歳以下	6,815 円		6,850 円
30～44 歳	7,570 円		7,605 円
45～59 歳	8,335 円	8,330 円	8,370 円
60～64 歳	7,150 円		7,186 円

【下限額】

R1.8.1～	R2.3.1～	R2.8.1～
2,000 円		2,059 円

②高齢雇用継続給付の支給限度額

R1.8.1～	R2.3.1～	R2.8.1～
363,359 円	363,344 円	365,114 円

③60 歳到達時等の賃金月額の上限額・下限額

	R1.8.1～	R2.3.1～	R2.8.1～
上限	476,700 円		479,100 円
下限	75,000 円		77,220 円

④育児休業給付の支給限度額

支給率	R1.8.1～	R2.3.1～	R2.8.1～
67%	304,314 円		305,721 円
50%	227,100 円		228,150 円

⑤介護休業給付の支給限度額

R1.8.1～	R2.3.1～	R2.8.1～
335,067 円	334,866 円	336,474 円

最近のニュースから

経路不明の感染を労災認定

厚生労働省は、新型コロナウイルスに感染したが感染経路は特定できない小売店の販売員について、業務中に感染した可能性が高いとして労災認定したことを明らかにした。医療、介護従事者以外で感染経路不明の労災認定は初めてのケースになる。